船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費に関する公正証書等作成費補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親等」とは母子家庭の母及び父子家庭の父である 者をいう。

(対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、船橋市内に居住し、交付申請時において、ひとり親 等であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。
 - (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある者
 - (2) 養育費の取決めに係る経費を負担した者
 - (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
 - (4) 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書で補助金を受けていない者

(補助の対象及び補助額)

- 第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象」という。)は、養育費の取決めに要する経費であって、公証人手数料令(平成5年政令第224号)第9条に定める法律行為に係る証書の作成についての手数料、または家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代、連絡用の郵便切手代とする。
- 2 補助金の額は、別表に定める額とする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、船橋市養育費に関する公正証書等作成 費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、公正証書等の作成 に係る領収書が発行された日の属する月の翌月1日から起算して12か月を経過す る日までに、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認するこ とができる場合は、添付書類を省略することができる。
 - (1) 当該ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 世帯全員の住民票の写し
 - (3) ひとり親等に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親等が児童扶養手当受給者の場合)又はひとり親等の前年(1月から5月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の

証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

- (4) 補助対象の領収書等
- (5) 養育費の取決めを交わした文書(債務名義である文書に限る)
- (6) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、第1項第4号に規定する書類について、次の事項が記載されていること を確認するものとする。
 - (1) 宛先
 - (2) 領収年月日
 - (3) 領収金額
 - (4) 取引内容
 - (5) 領収者の住所、氏名及び領収印
- 3 前項の規定に関わらず、郵便局又は官公署が発行する領収証書及びレシート(以下この項において「領収書等」という。)については、規定に則った領収証書等とみなして取り扱うものとする。
- 4 市長は、第1項第5号に規定する書類について、次の事項が記載されていること を確認するものとする。
 - (1) 養育費の取決め
 - (2) 強制執行認諾約款(公正証書に限る。)

(交付決定)

- 第6条 市長は、申請があった後、提出のあった申請書及び必要書類について速やか に審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。
- 2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたと きは、理由を付して、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金不交付決定通 知書(第3号様式)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(交付請求)

- 第7条 前条第2項により支給決定を受けた申請者は、船橋市養育費に関する公正証 書等作成費補助金請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項による請求を受けた日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書 に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第8条 市長は、第6条第2項の規定による通知を行った決定の内容が、変更等により補助金の対象として適当でなくなった場合に、当該補助金の交付決定を取り消すことが出来るものとし、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。
- 2 前項の規定による取消しについて、申請内容に虚偽の記載がなされる等の不正な 手段によるものである場合、交付対象者から補助金の返還を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本要綱は施行日以降に取決められた養育費に係る経費について有効であるもの とし、令和2年3月31日以前に取決められた養育費に係る経費については対象 外とする。

附則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 第5条の交付申請について、領収書の発行された日が令和5年3月31日以前である公正証書等の作成に係る申請の期限については、なお従前の例による。

別表(第4条第2項)

(1)公正証書に係る補助金額

目的の価額	補助金額
100 万円以下	5,000円
100 万円を超え 200 万円以下	7,000円
200 万円を超え 500 万円以下	11,000円
500 万円を超える場合	17,000円

(2)調停調書に係る補助金額

目的	補助金額
収入印紙	1,200円
連絡用の郵便切手	1,100 円分(上限)

1

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付申請書

船橋市長のあて		住所			
		氏名			
		電話番号			
標題の補助金について交付を受けたいので、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要 綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。					
	記	2			
交付を受けようとする補助金	の額				
	<u>金</u>		<u>円</u>		

船 こ 家第 号 年 月 日

様

船橋市長

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

金額

船こ家第 年 月 日

様

船橋市長

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金については、次の理由により不交付と決定したので、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1 交付しない理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

			船橋市養育	費に関	する公正	証書等作成	費補助金請求		
j	船橋市長	あて							
						住所			
						氏名			()
						電話番号			
作成			日付船こ家 下記の通り				った船橋市	養育費に関す	うる公正証書等
			金額	額 _			<u>円</u>		
振込	口座申出欄	Шш			※申請者の)普通預金口座(に限ります		
	金融機関	 名							
	支店名								
	<u> </u>		普通						
•		(カタカナ)	17 ~~						

船こ家第号日

様

船橋市長

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付決定取消通知書

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金については、次の事由により交付決定を取り消すことに決定したので、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

取消理由:

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。